

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 6 日	
富山市長 藤井 裕久 殿	
提出者	
住 所 富山県富山市上野345番地 株式会社 富山村田製作所	
氏 名 代表取締役社長 舟木 裕史 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 076-429-1221	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 富山村田製作所
事業場の所在地	富山県富山市上野345番地
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	電子部品・デバイス・電子回路製造業
② 事業の規模	売上高（社外秘）
③ 従業員数	1,872名（令和6年5月末時点）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・廃棄物発生 → 集積置場保管 → 収集運搬委託業者引渡し・運搬 → 処分委託業者にてリサイクル処理

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)	
特別管理産業廃棄物管理責任者 (環境課シニアマネージャー)	・事業場における特別管理産業廃棄物の管理全般にわたる業務について、廃棄部担当者を指導して法に基づき適正に遂行する。
廃棄物担当者 (環境課廃棄物管理担当者)	・特別管理産業廃棄物の排出状況の把握 ・特別管理産業廃棄物処理計画の立案 ・適正な処理の確保 (保管状況の確認、委託業者の選定や適正な委託の実施、マニフェストの交付や保管等)
廃棄物管理責任者 (廃棄物排出・一次保管場所のシニアマネージャー)	・排出作業に従事する担当者が廃棄物等に汚染され、又はこれを吸入しないように作業手順を定めて担当者を指導する。 ・廃棄物の収集・運搬及び保管に際しては、廃棄物が飛散し又は流出しないように監視する。 ・保護具着用並びに保管容器等の使用状況を監視する。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (5 年度) 実績】 ※詳細は【別紙1】参照		
	特別管理産業廃棄物の種類	合計	
	排 出 量	12,743 t	t
	(これまでに実施した取組) ・不良率低減や製造条件を見直ししながら発生を抑制した ・アルカリ廃液処理施設での自社処理を行っている		
②計画	【目標】 ※詳細は【別紙1】参照		
	特別管理産業廃棄物の種類	合計	
	排 出 量	13,624 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・不良率低減や製造条件を見直して酸廃液、アルカリ廃液発生を抑制する ・アルカリ廃液処理施設での自社処理を継続する		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物の種類に応じて分別廃棄している
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物の分別方法について全従業員に周知し皆が分別に関して理解を深められるようにする

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	9,204 t	t
	(これまでに実施した取組) ・アルカリ廃液処理施設での自社処理を実施した		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	9,940 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・アルカリ廃液処理施設での自社処理を継続する		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項 ※詳細は【別紙2】参照

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	合計	
	全 処 理 委 託 量	3,485 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	3,485 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3,485 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・アルカリ廃液処理施設での自社処理を実施した		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	合計	
	全 処 理 委 託 量	3,807 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	3,807 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3,807 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 不良率低減や製造条件を見直して酸廃液発生を抑制する ・ アルカリ廃液処理施設での自社処理を継続する		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	3,485 t	
	(今後実施する予定の取組等) ・ 電子マニフェストでの運用を継続する		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

【別紙 1】

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	特定有害性廃酸	特定有害性廃アルカリ	合計
	排出量	16 t	3,315 t	9,265 t	5 t	142 t	12,743 t
②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	特定有害性廃酸	特定有害性廃アルカリ	合計
	排出量	17 t	3,713 t	9,821 t	9 t	64 t	13,624 t

【別紙2】

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	特定有害性廃酸	特定有害性廃アルカリ	合計
	全処理委託量	16 t	3,315 t	7 t	5 t	142 t	3,485 t
	優良認定処理業者への処理委託量	16 t	3,315 t	7 t	5 t	142 t	3,485 t
	再生利用業者への処理委託量	16 t	3,315 t	7 t	5 t	142 t	3,485 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	特定有害性廃酸	特定有害性廃アルカリ	合計
	全処理委託量	17 t	3,713 t	4 t	9 t	64 t	3,807 t
	優良認定処理業者への処理委託量	17 t	3,713 t	4 t	9 t	64 t	3,807 t
	再生利用業者への処理委託量	17 t	3,713 t	4 t	9 t	64 t	3,807 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t